

## 付 議 第 4 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第 号****高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳」に、「次号」を「以下この条」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）知事が交付する高知家健康パスポートのうち教育委員会が別に定めるもの（第5項において「高知家健康パスポート」という。）を所持する者がトレーニング室を利用する場合

第7条に次の2項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、身体障害者等が体育館のトレーニング室に入場する際に当該所持する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を提示することをもって、当該身体障害者等及び第1項第3号に規定する当該身体障害者等を介護する者について条例第4条の規定に基づく使用料の減額又は免除の承認を得たものとみなす。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1項第4号に規定する者が体育館のトレーニング室に入場する際に高知家健康パスポートを提示することをもって、当該者について条例第4条の規定に基づく使用料の減額又は免除の承認を得たものとみなす。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

- ◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(使用料の減免の申請等)

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第4条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、青少年センターの宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減額し、又は免除することができるものとする。

第7条 条例第4条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、青少年センターの宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減額し、又は免除することができるものとする。

(1) 略

(1) 略

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者(以下この条において「身体障害者等」という。)が青少年センターを利用する場合

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者(次号において「身体障害者等」という。)が青少年センターを利用する場合

(3) 略

(3) 略

(4) 知事が交付する高知家健康パスポートのうち教育委員会が別に定めるもの(第5項において「高知家健康パスポート」という。)を所持する者がトレーニング室を利用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

2・3 略

2・3 略

4 前2項の規定にかかわらず、身体障害者等が体育館のトレーニング室に入場する際に当該所持する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を提示することをもって、当該身体障害者等及び第1項第3号に規定する当該身体障害者等を介護する者について条例第4条の規定に基づく使用料の減額又は免除の承認を得たものとみなす。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1項第4号に規定する者が  
体育館のトレーニング室に入場する際に高知家健康パスポートを提示す  
ることをもって、当該者について条例第4条の規定に基づく使用料の減  
額又は免除の承認を得たものとみなす。

# 高知家健康パスポート事業の充実

「健康長寿政策課」  
12月補正予算額 3,492千円

## 高知家健康パスポートの概要

壮年期の死亡率の改善を図るため「高知家健康パスポート」を発行し、  
県民の健康意識の更なる醸成と健康的な保健行動の定着化を図る。

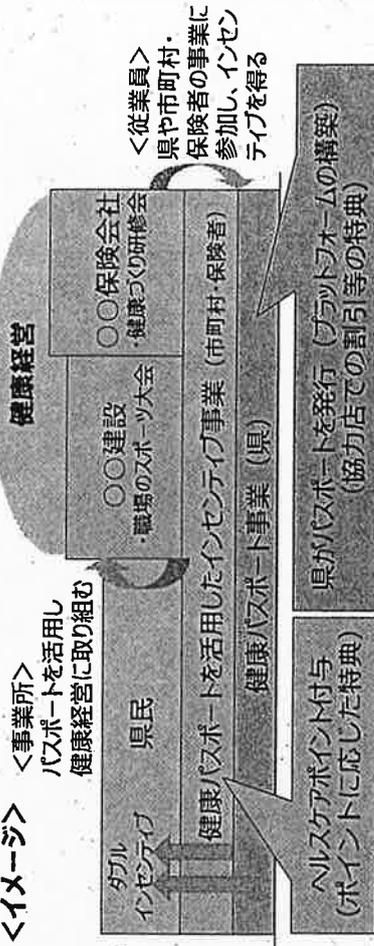
【取得者数：Ⅰ 20,075名、Ⅱ 1,595名 (H29.11.20現在)】

2万人突破！

### パスポートを活用した健康づくりの県民運動を展開

- 市町村・保険者のプラットフォームとして活用
  - ・ 県の特典と、市町村・保険者のインセンティブ事業によるダブルインセンティブ事業の展開
- 健康経営のプラットフォームとして活用
  - ・ 事業所はパスポートを活用し健康経営に取り組み

### ＜イメージ＞

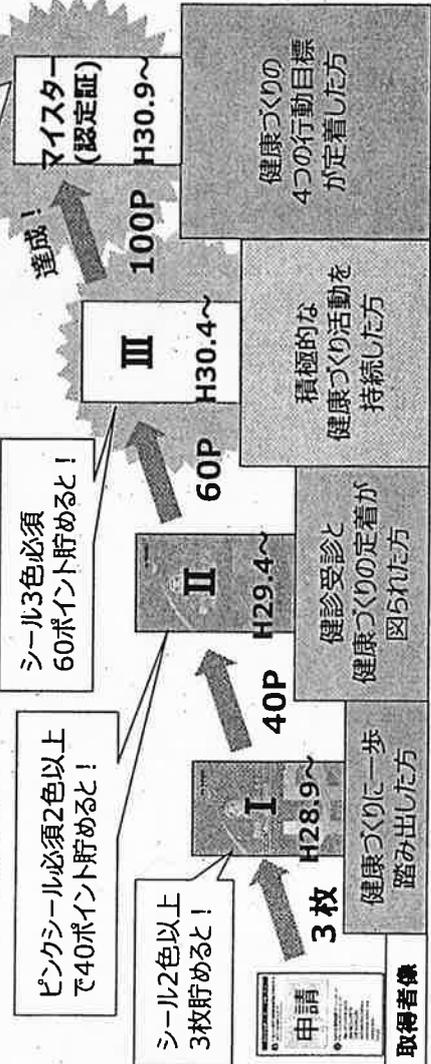


## ランクアップ制度の充実と事業の延長

### ■ 新たにパスポートⅢ、マイスター制度を導入

#### ヘルシー高知家プロジェクト

4つの行動目標  
「健診を受ける」  
「健康知識を得る」「健康に食べる」  
「体を動かす」



### ■ ランクアップの動機づけ

- 達成感** ランクアップの達成感とそれに伴う健康状態の改善・向上
- 充実感** 日々の健康活動を評価し、やる気と充実感をアップ (アプリを導入予定(H30.9～))
- 娯楽感** ランクアップ時プレゼントの充実によるお楽しみみの強化
- お得感** ランクアップに伴い優遇される特典。さらに、パスポートⅢマイスターには県立運動施設の無料バスなどを進呈

### ■ 事業実施期間の延長

事業期間の終期をH30年度末からH33年度末まで3年延長！

平成29年度12月補正予算(案) (3,492千円)

- ◆ 平成30年度4月からのパスポートⅢの導入のための資料作成等
  - ・ パスポートⅢ印刷及び発送等、導入にかかるとの資料の準備
  - ・ パンフレットの作成、周知啓発ポスターの作成による広報の強化
  - ・ 次年度プレゼントキャンペーンの企画による魅力の強化

# プレゼントキャンペーンの考え方

<H30当初予算>

- 【応募型抽選】プレゼントキャンペーン  
\* シール5枚でひとくち応募 ⇒ パスポート取得の動機づけ (男性の取得促進)  
 高額の目玉賞品を用意することで男性の取得を促進する。シール5枚で1口応募
- 【自動型(抽選)]ランクアップ者抽選プレゼント ⇒ ランクアップを目指す動機づけ (Ⅱ、Ⅲ、マイスター)  
 上位ランクほどより高額な賞品に当選する仕組み。取得した時点で自動的に応募
- 【自動型(全員)]ランクアップ者全員プレゼント ⇒ 必ずもらえるプレゼントによる動機づけ (Ⅲ、マイスター)

ランク	パスポートⅠ	パスポートⅡ	パスポートⅢ	マイスター (H30.9月-)
H30想定 取得者数	27,000名	2,800名	2,100名	100名
【応募型抽選】 プレゼント キャンペーン	選べる自転車 (10万円相当) ×4名、選べるゴルフクラブ (10万円相当) ×4名、PET-CT健診 (10万円相当) ×4名、 ウェアラブルウォッチ (3万円相当) ×8名、スポーツジム2カ月体験 (2万円相当) ×8名、スポーツ用品店商品券 (1万円相当) ×20名、 ゴルフ場商品券 (1万円相当) ×20名、選べるグルメリギフト (5千円相当) ×30名、ダブルチャンス (500円相当) ×700名 <b>など合計800名</b>			
【自動型抽選】 ランクアップ者 抽選プレゼント	・県産品グルメ (3,000円相当) ×100名 ・スポーツ用品 (3,000円相当) ×100名 ・県産品グルメ (7,000円相当) ×50名 ・スポーツ用品 (7,000円相当) ×50名 ・県産品グルメ (10,000円相当) ×10名 ・スポーツ用品 (10,000円相当) ×10名			
【自動型全員】 ランクアップ者 全員プレゼント	・県立運動施設利用3カ月無料 ・賞状と記念品 (マフラータオル) ・県立運動施設利用6カ月無料 ・パンフレットに名前・メッセージ掲載 (希望者のみ) ・龍馬マラソン無料参加* (希望者のみ)			

\* パスポート事業期間中のみ

## 4. 県有運動施設におけるパスポートⅢ・マイスターへの特典について

### ■基本事項

利用者よりパスポートⅢ、マイスターの提示があった場合、ランクに応じた特典の提供をお願いします。

パスポートⅢ：取得日翌月の○ヶ月間 県有運動施設の利用料無料

マイスター：取得日翌月の○ヶ月間 県有運動施設の利用料無料

※トレーニング室、プールなど個人の利用に限り有効です。

体育館・テニスコート・グラウンドなどを団体で利用する場合は対象外となります。

(案)

### 県立運動施設 一覧

県立春野総合運動公園	高知市春野町芳原2485
県立土佐西南大規模公園	黒潮町入野388
県立青少年センター	香南市野市町西野303-1
県立県民体育館	高知市棧橋通2丁目1-50
県立武道館	高知市丸ノ内1丁目8-3
県立弓道場	高知市高そね12-1
県立青少年体育館	いの町八田1767
県立障害者スポーツセンター	高知市春野町内ノ谷1-1

### ■対応方法

健康パスポートⅢの中面にランクアップ特典のページがあります。

発行した窓口で有効期間を記載していますので、確認していただき、無料で利用の扱いとしてください。



<パスポートⅢ中面イメージ>

発行する際に  
有効期間を記入しています

中面の有効期間を確認

#### ランクアップ特典

パスポートⅢを提示することで、下記の県有施設を○ヶ月無料で利用できます。

※トレーニング室、プールなど個人の利用に限り有効です。  
体育館・テニスコート・グラウンドなどを団体で利用する場合は対象外となります。

有効期間

平成 ○年 ○月 (Ⅲ取得日の翌月○ヶ月間)

#### 県有運動施設 一覧

ランクアップ特典は下記の施設が対象です。

#### 県立運動施設 一覧

県立春野総合運動公園	高知市春野町芳原2485
県立土佐西南大規模公園	黒潮町入野388
県立青少年センター	香南市野市町西野303-1
県立県民体育館	高知市棧橋通2丁目1-50
県立武道館	高知市丸ノ内1丁目8-3
県立弓道場	高知市高そね12-1
県立青少年体育館	いの町八田1767
県立障害者スポーツセンター	高知市春野町内ノ谷1-1